

経済安全保障推進会議の開催について

令和3年11月19日
内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

社会経済構造の変化、国際情勢の複雑化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、経済安全保障の取組を強化・推進するため、経済安全保障推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加または関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 経済安全保障担当大臣、内閣官房長官
構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣

3. 運営等

- （1）会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- （2）前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。